

# 福岡県内で活動することも食堂に対し、支援金を給付します。

物価高騰により食材費、光熱費及び燃料費が増加する中で、無料又は少額でこどもに食事を提供し、こどもの居場所となっていることも食堂に対し、安定的な活動を支援するため、支援金を給付します。  
**※支援金の給付を受けるには、申請が必要です。**

○給付対象：福岡県内で活動することも食堂

(こども食堂の概要を所在市町村へ提供することに同意いただくなどの要件があります。)

○給付額：こども食堂の活動 **1回あたり1,750円** (ただし、以下に該当する場合は加算があります)

・都市ガスを使用している場合 **10円/回**

・高圧電気を使用している場合 **30円/回**

(令和5年10月1日～令和6年4月30日に行う活動が対象です。回数の算定にあたり、活動した1日を1回としてください。)

○申請期間：令和5年12月25日(月)から**令和6年7月1日(月)まで**

(予算の上限額に達した場合、7月1日より前に受付終了する場合があります。)

## ※注意

概算払での請求も対応いたしますが、令和5年3月末の活動分までが請求可能です。  
4月の活動分は実績報告時に様式第5号で請求ください。

## 給付額のフロー図

こども食堂で都市ガス・高圧電気を使用している

※会場を借りている方は都市ガス・高圧電気の使用を会場に確認ください

使用している

使用していない

活動一回あたり

都市ガスを使用 1,760円

高圧電気を使用 1,780円

都市ガス・高圧電気を使用 1,790円

活動一回あたり1,750円

所有会場や自分の飲食店で  
こども食堂を開催している

都市ガス・高圧電気の使用が確認できる書類を提出

(契約書・領収書等)

※公民館等、会場を借りて開催している場合は不要です

### パターン①（概算払い）

4月の活動が終了する前に支援金を受け取る

#### 支援金の申請・請求

【送付する書類】

- 1) 給付申請書
- 2) こども食堂概要書及び同意書
- 3) 活動計画（報告）書兼給付額計算書
- 4) 概算払請求書（様式第6号）※3月活動分まで

### パターン②（精算払い）

4月の活動が終了した後に支援金を受け取る

#### 支援金の申請

【送付する書類】

- 1) 給付申請書
- 2) こども食堂概要書及び同意書
- 3) 活動計画（報告）書兼給付額計算書

## こども食堂の活動（対象期間：R5年10月～R6年3月）

※申請・請求したときから活動回数が変わる場合は、下記申請先までご連絡ください。

#### 令和5年度の活動終了後

【送付する書類】

- 1) 年度終了実績報告書

令和6年4月15日  
までに提出

#### 令和5年度の活動終了後

【送付する書類】

- 1) 年度終了実績報告書

令和6年4月15日  
までに提出

## こども食堂の活動（対象期間：R6年4月1日～R6年4月末）

#### 実績報告（活動終了後速やかに提出ください）

【送付する書類】

- 1) 実績報告書
- 2) 活動計画（報告）書兼給付額計算書
- 3) 請求書（様式第5号）※残りの額を請求

活動実績に対し、概算払で受領した支援金の額に過不足がある場合は、

- ・ 支援金の返納
- または
- ・ 追加請求（精算払請求） となります。

#### 実績報告・請求

【送付する書類】

- 1) 実績報告書
- 2) 活動計画（報告）書兼給付額計算書
- 3) 請求書（様式第5号）

#### 他の必要書類（パターン①～②全てで必要）

##### ○申請時

- ・ 申請者が法人の場合は登記簿謄本の写し、個人の場合は運転免許証のコピー等
- ・ 申請時点までの活動実績日を確認できる、チラシやSNS等にあげている画面コピー等
- ・ 高圧電気・都市ガスの使用が確認できる書類（要件に該当しない場合は不要）

##### ○実績報告時

- ・ 4月までの活動実績日を確認できるチラシやSNS等にあげている画面コピー等（既に提出済み分は不要）

#### ※注意

3月中の概算払いは対応できませんので、概算払を希望される場合、2月中に提出をお願いします。

### パターン③（精算払い）

4月の活動が終了した後に申請

### こども食堂の活動

（対象期間：R5年10月～R6年4月）

### 支援金の申請・実績報告・請求

【送付する書類】

- 1) 給付申請書
- 2) こども食堂概要書及び同意書
- 3) 活動計画（報告）書兼給付額計算書
- 4) 実績報告書
- 5) 請求書（様式第5号）

### 他の必要書類（パターン③～⑤全てで必要）

#### ○申請時

- ・申請者が法人の場合は登記簿謄本の写し、個人の場合は運転免許証のコピー等
- ・申請時点までの活動実績日を確認できる、チラシやSNS等にあげている画面コピー等
- ・高圧電気・都市ガスの使用が確認できる書類（要件に該当しない場合は不要）

#### ○実績報告時

- ・4月までの活動実績日を確認できるチラシやSNS等にあげている画面コピー等（既に提出済み分は不要）

### パターン④（概算払い）

4月の活動が終了する前に支援金を受け取る

### 支援金の申請・請求

【送付する書類】

- 1) 給付申請書
- 2) こども食堂概要書及び同意書
- 3) 活動計画（報告）書兼給付額計算書
- 4) 概算払請求書（様式第6号）

### こども食堂の活動

（対象期間：R5年10月～R6年4月）

※申請・請求したときから活動回数が変わる場合は、下記申請先までご連絡ください。

### 実績報告（活動終了後速やかに提出ください）

【送付する書類】

- 1) 実績報告書
- 2) 活動計画（報告）書兼給付額計算書

活動実績に対し、概算払で受領した支援金の額に過不足がある場合は、

・支援金の返納

または

・追加請求（精算払請求） となります。

### パターン⑤（精算払い）

4月の活動が終了した後に支援金を受け取る

### 支援金の申請

【送付する書類】

- 1) 給付申請書
- 2) こども食堂概要書及び同意書
- 3) 活動計画（報告）書兼給付額計算書

### 実績報告・請求

【送付する書類】

- 1) 実績報告書
- 2) 活動計画（報告）書兼給付額計算書
- 3) 請求書（様式第5号）

申請・問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
福祉労働部こども未来課 居場所づくり係  
TEL：092-643-3577  
mail：komirai-ibasyo@pref.fukuoka.lg.jp